

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつてはその名称
及び代表者の氏名）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第41条の規定により、検定の業務の全部（一部）を休止（廃止）するので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする検定の業務の範囲
- 2 休止（廃止）の年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の理由

（日本産業規格 A 4）